

葉山町障害者福祉計画

第 1 編：総論

（検討用素案）

第1章 計画の概要

1. 計画の策定にあたって

葉山町の障害のある人を取り巻く状況は日々変化し、障害のある人や介護者の高齢化、障害の重度化や重複化などとあいまって、障害者施策へのニーズも多種・多様化しています。

国では、障害者基本法において、市町村は当該市町村における障害のある人の状況等を踏まえ、障害者施策に関する基本的な計画を策定しなければならないとしています。また、障害者総合支援法においては、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）を定めることとしています。

町では、平成12年に「葉山町障害者福祉計画」を策定し、その後、ニーズの変化や制度改革に伴い、改訂や見直しを繰り返し、平成24年3月には基本計画である「葉山町障害者計画」と市町村障害福祉計画である「葉山町障害福祉計画」を一体的にまとめた「葉山町障害者福祉計画」を、平成30年3月には「葉山町障害児福祉計画」を策定し、“障害のある人もない人も地域で安心して自分らしく暮らせるまちづくり”を目指して、障害者施策の推進を図ってきました。

本年度は、「葉山町障害者計画」及び「葉山町障害福祉計画」、「葉山町障害児福祉計画」が計画期間の満了を迎えることから、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重され、障害者等の自立と社会参加を基本とする「障害者基本法」の理念などを踏まえ、これまでの取り組みを継承しつつ、アンケート調査や葉山町自立支援協議会の協議内容等を踏まえ、新たな「葉山町障害者福祉計画」を策定し、『障害のある人もない人も互いの人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域で互いに支え合い、共に安心して自分らしく暮らせるまちづくり』の実現を目指していきます。

町では、平成24年3月に策定した「葉山町障害者福祉計画」において、可能な限り「障害者」という表現に替えて「障害のある人」という表現を使っています。

「障害」という言葉には否定的な意味合いが強く含まれ、これを避けるために「障碍者」あるいは「障がい者」という表現を使っている例もみられますが、この課題の根幹には単に表記の方法にとどまらない問題が含まれていると思われるため、町が単独で表現方法を変えることでよしとするのではなく、計画の推進を通じて「障害者」に替わる適当な表現を作り出すこと、もしくは「障害」という言葉に含まれる否定的な意味合いを払拭することについて問題提起していくために、「障害のある人」という表現を使っています。

本計画においても、国の法令などに基づく制度、固有名詞や町民からいただいたご意見などの表記を除き、引き続き、可能な限り「障害のある人」という表現を使用することとします。

2. 障害者支援を取り巻くこれまでの流れ

○障害者の権利宣言

昭和 50 年（1975 年）国連総会において「障害者の権利宣言」が採択されると、我が国においてもノーマライゼーションの理念が紹介され、地域福祉対策に転換することへの要望が高まりはじめました。しかし、「障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きることこそノーマル（あたり前）である」とするノーマライゼーションの思想は、これまでの“社会福祉の対象としての障害のある人”に対する考え方に大きな転換を求めるものであり、当初は権利宣言が広く理解されるまでには至りませんでした。

○障害者基本法

平成 5 年には、昭和 56 年の「国際障害者年」を契機として、「国連障害者の十年」の国内行動計画として策定された「障害者対策に関する長期計画」を改正し、同年 12 月には、昭和 45 年に制定した「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」として大幅改正しました。これにより障害のある人の自立と社会参加の理念を打ち出すとともに、精神障害のある人を医療の対象としての「患者」から、生活面、福祉面の施策の対象である「障害者」としてはじめて位置づけました。

障害のある人の「完全参加と平等」を目指すことが明らかにされたことや法律の対象が身体障害者、知的障害者、精神障害者であることが明記され、さらに難病患者までを含んだ総合的な施策のための障害者基本計画の策定が法的に位置づけられました。

○支援費制度

福祉ニーズの増大と多様化に対応するため社会福祉基礎構造改革が進められ、平成 12 年に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、障害福祉サービスについても利用者の立場に立った制度を構築するため、平成 15 年 4 月から「支援費制度」が導入されました。

「支援費制度」は、障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本として、事業者等との対等な関係に基づき、障害のある人自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みであり、サービスの利用者数は飛躍的に増加し、サービス量の拡充が図られました。

○障害者自立支援法

支援費制度のもとサービスの拡充が図られてきた一方で、ホームヘルプサービス等の実施や相談支援体制の整備については、地域による格差、精神障害のある人に対するサービスが不十分といった課題があり、その他にも入所施設から地域への移行、就労支援等の新たな課題への対応等が求められていました。

こうした状況に対応して、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができることを目指し、平成 17 年 10 月に「障害者自立支援法」が成立し、平成 18 年 4 月（一部は 10 月）から施行されました。

福祉施設や事業体系の抜本的な見直しとあわせて、サービス体系全般の見直しが行われ、必要な障害福祉サービスや相談支援等が、地域において計画的に提供されるように、各種事業を推進していくことになりました。

また平成 17 年には、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥／多動性障害などの発達障害のある人の支援体制を定めた「発達障害者支援法」が施行されました。

○障害者基本法の改正

平成 18 年に国連において採択された「障害者の権利に関する条約」の締結（日本政府は平成 19 年に署名）に向けた国内法の整備とあわせた、障害者に係る制度の集中的な改革を行う一環として、平成 23 年 8 月に「障害者基本法」の一部が改正されました。これにより、すべての国民が障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念が明示され、障害者の定義の見直し（「個人の機能障害に原因があるもの」とする「医学モデル」から「『障害』（機能障害）及び『社会的障壁』（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする「社会モデル」に転換し、加えて社会的障壁の除去を必要とする障害のある人に対し、必要かつ合理的な配慮がなされなければならないと規定されました）や、基本施策として“療育”や“消費者保護”、“司法手続における配慮”などが新設されました。

○障害者総合支援法

平成 24 年 6 月に「障害者自立支援法」は名称を「障害者総合支援法」に改められました。

平成 30 年 4 月に施行された障害者総合支援法では、障害のある人が住み慣れた地域で生活するために必要な支援を強化する目的で、「障害のある人が望む地域生活の支援」「障害のある子どものニーズの多様化への対応」「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」の 3 つの柱を中心に改正が行われました。

町では、このような背景を踏まえ、障害福祉サービスを充実させるため、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づく『葉山町障害者福祉計画』を策定し、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図っていきます。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

○児童福祉法の改正

平成 28 年 6 月に障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、「児童福祉法」が改正されました。これにより、市町村は「障害児福祉計画」を策定し、障害児通所支援並びに障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定めることとなりました。

○成年後見制度利用促進法

平成 12 年に開始された成年後見制度は、判断能力の不十分な方の権利や財産を法律面や生活面から保護し、支援するための重要な仕組みですが、潜在的な後見ニーズのわずか数パーセントを満たしているに過ぎない状況です。

そこで、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「成年後見制度利用促進法」が平成 28 年 5 月に策定されました。

3. 計画の位置づけ

○計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく町の「障害者計画」であり、障害者施策の推進にあたり基本理念及び基本目標を示すことにより、その方向性を明らかにし、今後の障害者福祉に関わる行政運営の指針とするものです。

また、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」としても位置づけられ、障害児者への福祉サービスの3年間の見込み量とそのサービスを確保するための方策について定めた計画となっています。

また、本町の第四次葉山町総合計画を基本とし、国や県の障害者計画に則したものとするとともに「葉山町地域福祉推進プラン」などの各種計画との整合性を図ります。

<障害者計画>

障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」に相当するもので、町における障害のある人のための施策に関する基本的な計画です。

<障害福祉計画>

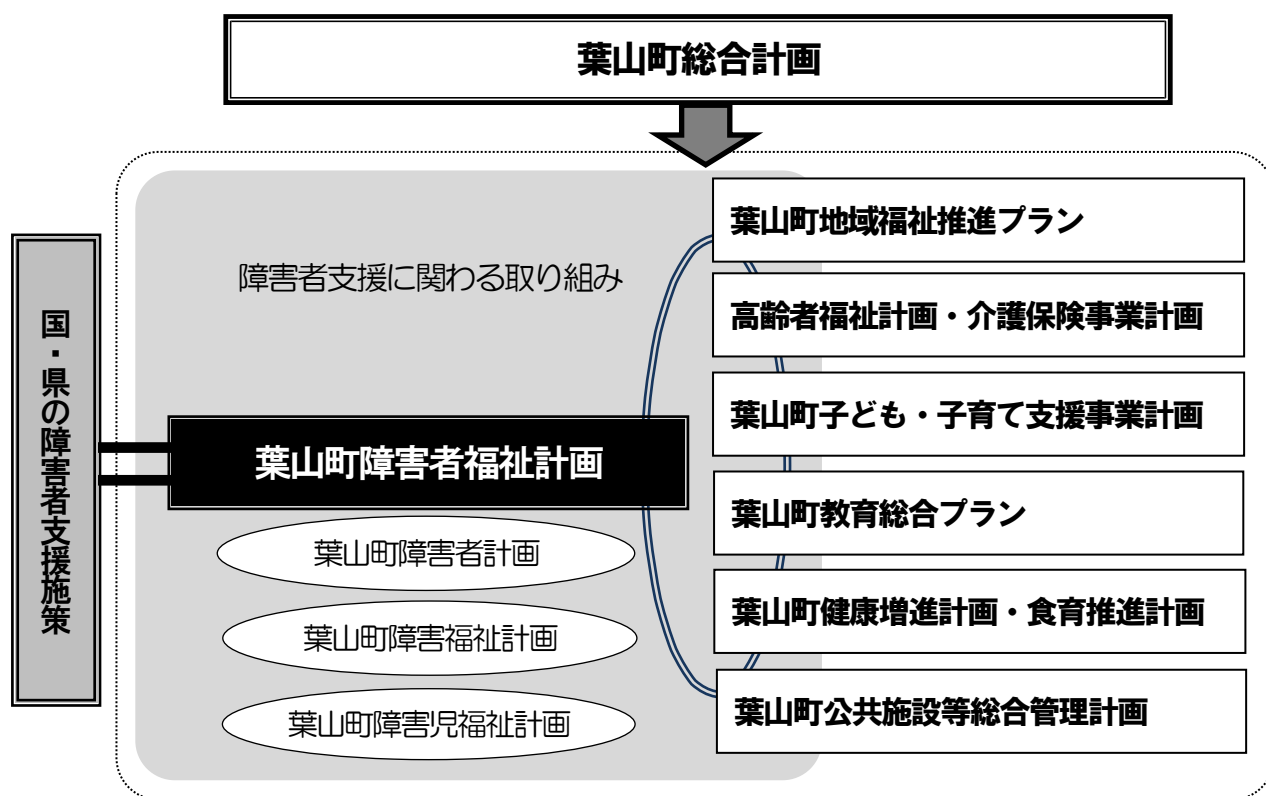
障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」に相当するもので、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めた計画です。

<障害児福祉計画>

児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」に相当するもので、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定めた計画です。

~~計画策定にあたっては、総合計画における施策の方向性を踏まえるとともに、関連する諸計画と相互に連携し、整合性に留意するものです。~~

○諸計画の関係



4. 計画の対象者

この計画の対象者は、障害者基本法及び障害者総合支援法などの以下の関連法を踏まえ、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害のある人及び難病患者等を対象とします。

また、高次脳機能障害についても明確に本計画の対象と位置づけて取り組んでいきます。

○障害者基本法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 障害者、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

○障害者総合支援法

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

○児童福祉法

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいう。

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）をいう。

○発達障害者支援法

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

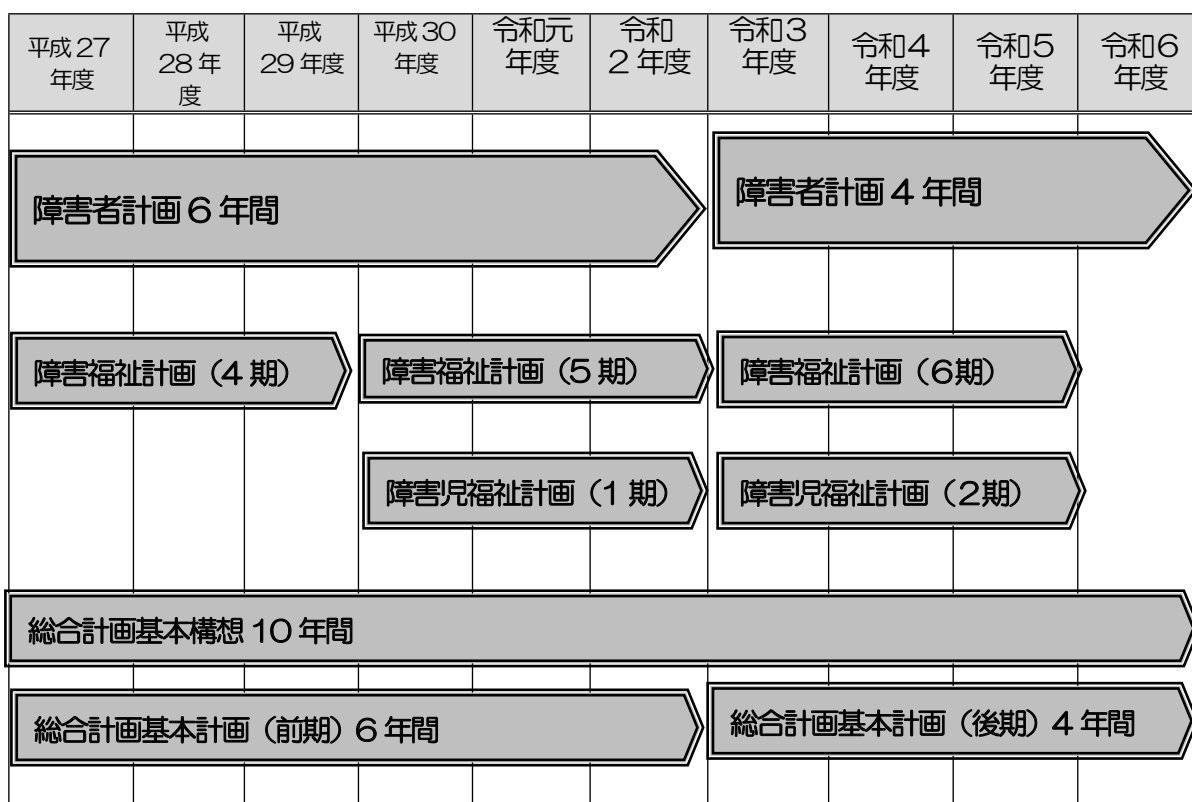
さらに近年、法的な定義では補足できない各種の障害や、厳密に障害者の定義にあてはまらないものの、専門的なサポートを要する方がいるため、本計画の推進に際しては、“継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある”幅広い方を対象として、可能な限り、必要とするサポートが提供できるように取り組んでいきます。

5. 計画の期間

障害者計画の計画期間は、第四次葉山町総合計画後期基本計画との整合性を図るため、変則的に令和3年度（2021年）から令和6年度（2026年）までの4年間とします。

障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間は、令和3年度（2021年）を初年度とし、令和5年度（2023年）を目標年度とする3年間とします。

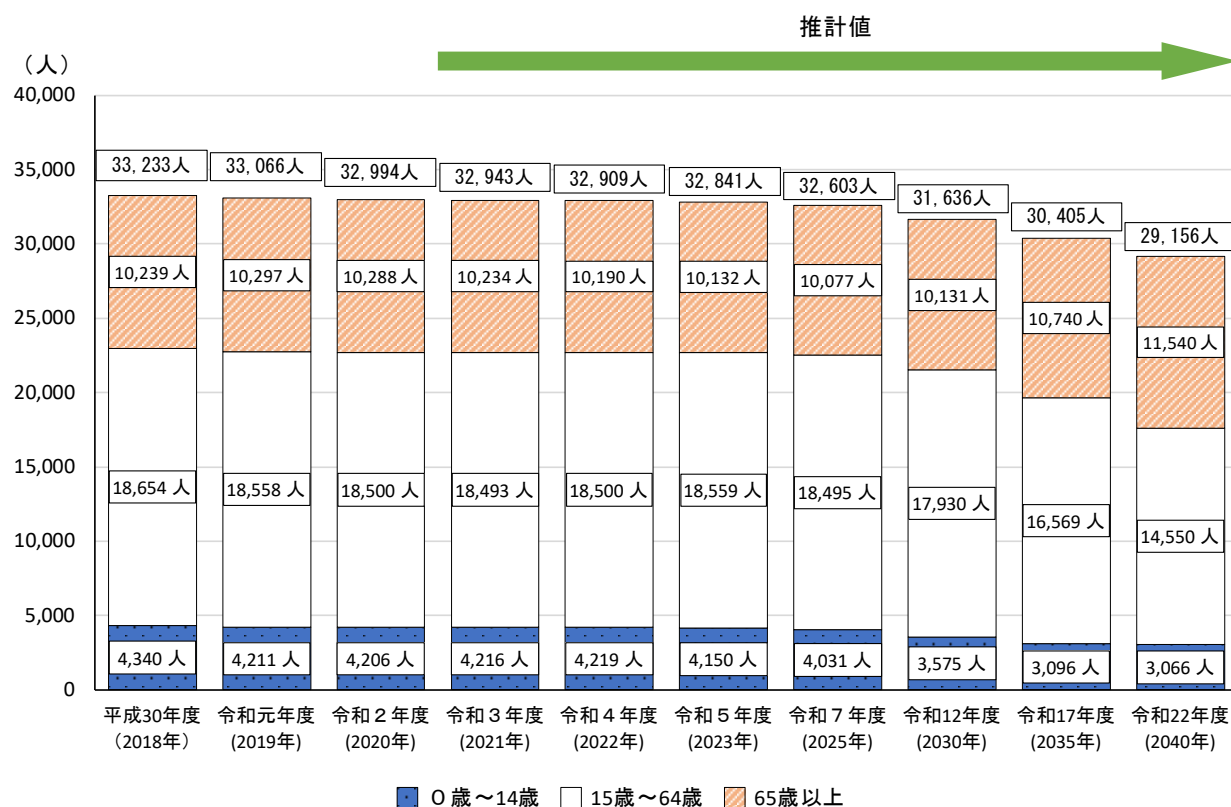
また、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、計画期間中においても適宜計画の見直しを行うものとします。



第2章 障害のある人を取り巻く状況

1. 人口の状況

(1) 人口の推移と推計



※第四次葉山町総合計画第2期基本計画における推計値

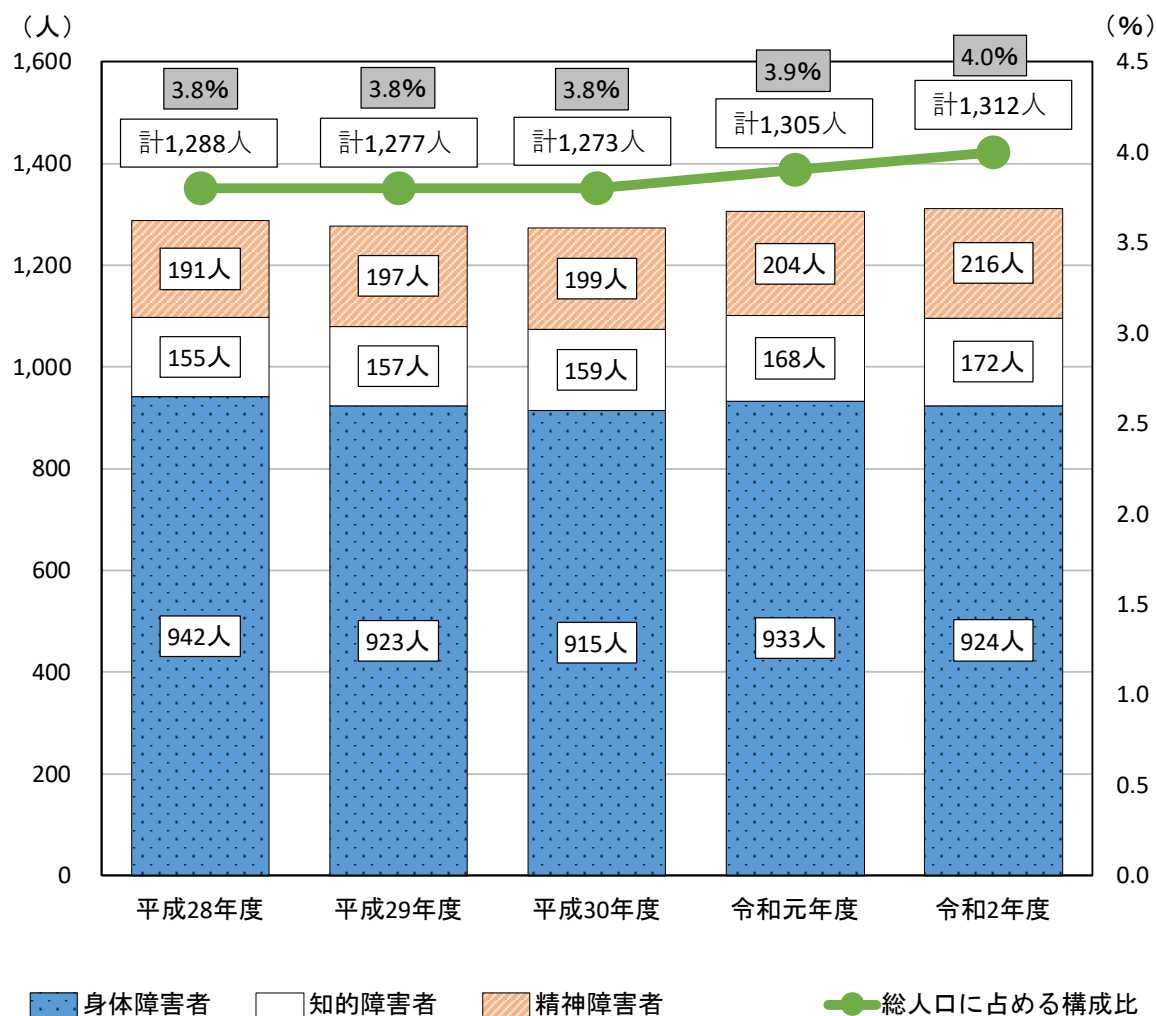
障害者計画の計画期間にあたる令和3年度から令和5年度までの総人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、令和3年度の32,943人から令和5年度には32,841人と102人の減少となっています。

0歳～14歳と15～64歳の人口は令和5年度まではほぼ横ばい状態で推移しています。

※総合計画の人口推計と整合性を図り、記載します

2. 障害のある人の状況

(1) 障害者数の推移



※統計はやま（各年度末現在）
 ※葉山町統計情報（各年度4月1日現在）

平成28年度から令和2年度までの障害者数の推移（身体障害者：身体障害者手帳所持者、知的障害者：療育手帳所持者、精神障害者：精神障害者保健福祉手帳所持者）をみると、3障害の合計数は平成30年度以降増加傾向にあり、平成30年度の1,273人から令和2年度には1,312人と、39人の増加となっています。障害者数が総人口に占める割合をみても、平成30年度の3.8%から、令和2年度には4.0%とわずかながら割合が高くなっています。

障害別にみると、身体障害者は年によって増減がありますが、知的障害者、精神障害者は年々増加しています。

各年とも身体障害者が最も多く、障害者全体の8割前後を占めていますが、身体障害者が占める割合は減少し、知的障害者、精神障害者の占める割合が増えています。

(2) 身体障害者の状況

障害種別	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
視覚障害	49人	57人	57人	58人	53人
聴覚障害	76人	71人	66人	72人	87人
音声・言語障害	1人	1人	2人	1人	4人
肢体不自由	457人	442人	434人	433人	412人
内部障害	359人	352人	356人	369人	368人
合計	942人	923人	915人	933人	924人

※葉山町障害者台帳(各年4月1日現在)

障害等級	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
1 級	366人	363人	364人	359人	355人
内18歳未満	2人	3人	5人	5人	5人
2 級	148人	141人	137人	144人	141人
内18歳未満	1人	3人	3人	0人	1人
3 級	137人	129人	132人	140人	133人
内18歳未満	5人	3人	5人	5人	4人
4 級	199人	195人	190人	193人	199人
内18歳未満	0人	1人	0人	0人	0人
5 級	41人	45人	47人	47人	44人
内18歳未満	1人	1人	1人	1人	1人
6 級	51人	50人	45人	50人	52人
内18歳未満	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	942人	923人	915人	933人	924人
内18歳未満	9人	11人	14人	11人	11人

身体障害者の障害種別や等級の内訳をみると、障害種別においては内部障害が増加傾向を示しています。

等級については、**6 級**が増加傾向を示していますが、身体障害者に占める割合としては各年とも1 級の占める割合が最も高くなっています。

(3) 知的障害者の状況

障害程度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
A 1	71人	70人	64人	66人	66人
A 2					
内18歳未満	13人	13人	14人	12人	14人
B 1	36人	36人	42人	41人	39人
内18歳未満	4人	4人	6人	9人	9人
B 2	48人	51人	53人	61人	67人
内18歳未満	25人	23人	21人	26人	32人
合 計	155人	157人	159人	168人	172人
内18歳未満	42人	40人	41人	47人	55人

※葉山町障害者台帳(各年4月1日現在)

療育手帳には、障害の程度により、A 1（最重度）、A 2（重度）、B 1（中度）、B 2（軽度）の区分があります。

知的障害者の障害の程度についてみると、B 2（軽度）は増加傾向にあります。

(4) 精神障害者の状況

障害等級	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
1 級	38人	37人	37人	36人	28人
2 級	113人	119人	114人	117人	130人
3 級	40人	41人	48人	51人	58人
合 計	191人	197人	199人	204人	216人

※神奈川県精神保健センター「精神保健福祉の現状」(各年3月31日現在)

精神障害者保健福祉手帳所持者についてみると、1 級は減少しているものの全体的には増加傾向にあります。

(5) 障害支援区分の状況

障害支援 区分あり	区分なし	合 計
98人	97人（内児童52人）	195人

障 害 支援区分	区分別計	比 率
区分 1	1	1.0%
区分 2	17	17.3%
区分 3	25	25.5%
区分 4	18	18.4%
区分 5	18	18.4%
区分 6	19	19.4%
合 計	98	100%

※令和2年3月31日現在

障害者自立支援制度では、サービスを利用する前に、障害者の心身の状態を表す「障害支援区分」を認定します。

令和2年3月31日時点の障害支援区分の有無をみると、サービスの支給決定を受けている人の内、区分ありが98人、区分なしが97人となっています。

障害支援区分の内訳をみると、区分3と区分6が多く、区分1が少ない状況となっています。

☆障害者自立支援制度では、障害者の心身の状態を表す「障害支援区分」に
 応じて希望のサービスや介護を必要とする程度、生活環境などを考慮
 して利用するサービスの種類や量を市町村が決定（支給決定）します。

3. 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 障害福祉サービス

①自立支援給付・障害児通所支援

介護給付・訓練等給付サービスの利用実績は、以下のとおりです。

(令和2年3月提供・4月審査分)

サービス種類	支給決定者数	利用者数	利用回数
障害者相談支援事業	23 人	16 人	203.75時間
居宅介護	19 人	14 人	174.75時間
うち身体介護中心	7 人	4 人	83時間
うち通院介助中心(身体あり)	5 人	2 人	6時間
うち家事援助中心	14 人	11 人	85.75時間
うち通院介助中心(身体なし)	0 人	0 人	0時間
うち通院等乗降介助	0 人	0 人	0回
重度訪問介護	1 人	0 人	0時間
行動援護	1 人	0 人	0時間
同行援護	2 人	2 人	29時間
重度障害者等包括支援	0 人	0 人	0時間
日中活動系サービス	112 人	107 人	1,898人日
生活介護	55 人	52 人	984人日
自立訓練(機能訓練)	2 人	2 人	22人日
自立訓練(生活訓練)	1 人	1 人	18人日
宿泊型自立訓練	0 人	0 人	0人日
就労移行支援	4 人	4 人	84人日
就労移行支援(養成施設)	0 人	0 人	0人日
就労継続支援(A型)	8 人	8 人	158人日
就労継続支援(B型)	42 人	40 人	632人日
短期入所	26 人	8 人	34人日
療養介護	2 人	2 人	62日
共同生活援助	27 人	21 人	521日
施設入所支援	14 人	14 人	431日
小計	204 人	168 人	
サービス利用計画作成費	148 人	28 人	
児童発達支援・放課後等デイサービス	46 人	46 人	395日
障害児支援利用計画作成費	46 人	26 人	
総計	444 人	268 人	

②自立支援医療

自立支援医療の利用実績は、以下のとおりです。

令和元年度年間利用分

サービス種類	サービス内容	利用者数
自立支援医療	身体に障害を持つ方の障害の程度を軽くするための治療や精神疾病をお持ちの方が通院するための医療費を助成します。 利用にあたっては、事前申請により医療サービスの必要性の認定を受けて、医療サービスを受けることができます。	
更生医療		37人/年
育成医療		4人/年
精神通院医療		387人/年

③補装具費の支給

補装具費の支給実績は、以下のとおりです。

令和元年度年間利用分

サービス種類	サービス内容	利用者数
補装具費支給	障害者（児）の失われた部位や障害のある部位を補い、日常生活を容易にするための補装具の購入費または修理費を支給します。	68人/年
		（購入42人）
		（修理26人）

<対象となる補装具>

視覚障害児者	盲人安全杖・義眼・眼鏡
聴覚障害児者	補聴器
音声・言語機能障害児者	重度障害者用意思伝達装置
肢体不自由児者	義手・義足・装具・車椅子・電動車椅子・歩行器・座位保持装置・歩行補助杖（T字杖を除く）
肢体不自由児	座位保持椅子・起立保持具・排便補助具・頭部保持具
呼吸器・心臓機能障害者	車椅子・電動車椅子

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業の利用実績は、以下のとおりです。

(移動支援・日中一時は令和2年3月提供・4月審査分、その他は令和元年度年間利用分)

サービス種類	利用者数	利用回数
障害者相談支援事業		
支援センター風		延 3,941 人/年
葉山町こころの相談室ポート		延 970 人/年
コミュニケーション支援事業		
手話通訳者派遣	20 人	14 回/年
手話通訳者設置	8 人	48 回/年
日常生活用具給付事業	130 人	68 回/年
移動支援事業	21 人	191 時間/月
地域活動支援センター事業		
葉山町こころの相談室ポート	88 人	延 4,331 人/年
日中一時支援事業	0 人	0

(3) その他の福祉サービス

障害者総合支援法とは別に町が独自に実施するサービスの利用実績は、以下のとおりです。

令和元年度

サービス種類	サービス内容	利用者数	利用回数
雇用報奨金支給事業	障害のある人を雇用する事業者に雇用報奨金を支給します。	4人	4事業所
訪問入浴サービス	自宅での入浴が困難な重度障害者に入浴車が訪問し、入浴サービスを行います。	1人	30回/年（月6回）
住宅設備改良費補助事業 ※国・県補助あり	重度障害者の在宅生活を支援するため、住宅改良費用を助成します。	1人	・外階段幅拡幅、手摺取付工事 ・手摺設置 ・階段転落防止扉設置工事 ・玄関、トイレ、廊下、洗面の手摺設置工事
重度障害者燃料費助成事業	重度障害者の社会参加促進を図るため、燃料費の助成又はタクシー券を交付します。	209人	10回/月
重度障害者タクシー券交付事業		399人	24枚/年 （1枚600円）
障害児者通所交通費支給事業	経済的負担軽減を図るため、障害者施設の通所に係る交通費を助成します。	80人	48施設
障害者福祉施設利用者助成事業	障害者施設のグループホームに入居している障害者に対し家賃の一部を助成します。	22人	月額10,000円（上限）
重度障害者医療助成事業	経済的負担軽減を図るため、重度障害者の医療費（自己負担分）を助成します。	365人	・身体手帳1～2級 ・身体3級かつ知能指数50以下 ・知能指数35以下 ・精神手帳1級

4. 障害のある子どもの教育環境

(1) 保育園等における状況

町内の保育園等の障害児数は以下のとおりです。

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
保育園	施設数	5施設	5施設	6施設	6施設	6施設
	障害児数	2人	2人	2人	2人	1人
障害児通園施設 (たんぽぽ教室)	施設数	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
	通園児数	22人	24人	24人	31人	25人

※子ども育成課(各年4月1日現在)

(令和2年のたんぽぽ教室はコロナウィルスの感染拡大防止で休止したため、6月の実数)

(2) 小中学校における状況

町内の小中学校の特別支援学級の状況は以下のとおりです。

特別支援学級		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
小学校 (4校)	学級数	10クラス	11クラス	11クラス	11クラス	12クラス	11クラス	11クラス	11クラス
	在籍者数	37人	50人	48人	46人	49人	55人	61人	60人
	職員数	24人	25人	26人	28人	28人	36人	36人	41人
	(内常勤数)	(11人)	(11人)	(13人)	(13人)	(14人)	(14人)	(15人)	(15人)
中学校 (2校)	学級数	6クラス	6クラス	6クラス	4クラス	6クラス	6クラス	6クラス	7クラス
	在籍者数	15人	15人	16人	15人	23人	23人	24人	28人
	職員数	10人	10人	12人	9人	13人	14人	17人	17人
	(内常勤数)	(6人)	(6人)	(7人)	(5人)	(7人)	(7人)	(9人)	(8人)

※学校教育課(各年5月1日現在)

(3) 通級指導教室の状況

町内の通級指導教室の在籍者通級児数は以下のとおりです。

通級指導教室		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
言語障害 通級指導教室	通級児数	26人	42人	43人	43人	42人	42人	41人	42人
	職員数	2人	3人	3人	3人	4人	4人	4人	4人

※学校教育課(各年4月1日現在)

5. アンケート調査結果のポイント

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

この調査は、葉山町障害者福祉計画の策定や施策推進の基礎資料として、町民の皆さまの障害や障害のある人に対する意識、今後の障害者施策に対する意向などを把握することを目的に実施しました。

2) 調査の方法

調査対象者と抽出方法

- ◎障害のある方：町内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人及び精神障害者自立支援医療の受給者の人
- ◎一般町民：町内在住の18歳以上の町民から無作為に抽出した300人
- ◎障害福祉サービス事業者：葉山町に届け出・登録のある事業所の事業者

調査時期

令和2年7月

調査方法

郵送調査

3) 回収状況

	発送数	回収数	回収率
障害のある方	1,433	684	47.7%
身体障害者手帳の所持者	892	434	
療育手帳の所持者	171	73	
精神障害者保健福祉手帳の所持者	207	82	
自立支援医療の受給者 (精神障害者保健福祉手帳所持者は除く)	196	95	
一般町民	300	150	50.0%
障害福祉サービス事業者	100	46	46.0%

※手帳や自立支援医療を重複で所持している人がいるため、所持人数の延べ数と実数が異なります。

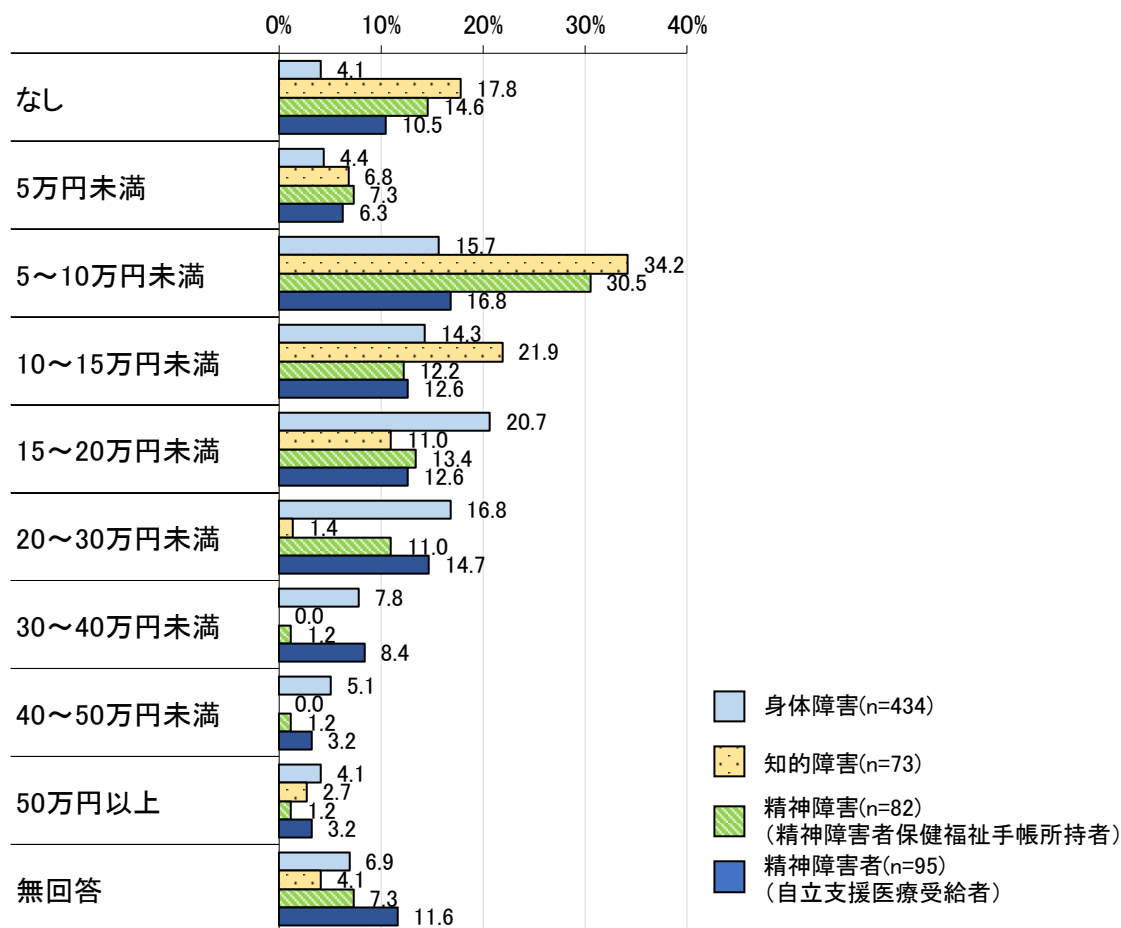
4) 調査結果の表記に関する注意事項

- ・調査結果の％表記については、小数第2位を四捨五入した値であるため、単数回答でも見た目の合計が必ずしも100%になるとは限りません。
- ・複数回答の質問は、回答数を100%として各選択肢の％を算出しているため、合計が100%を超えることがあります。
- ・図表中のnは回答者数を示しています。
- ・図表中ではスペースの都合で選択肢名などを一部省略している場合があります。

(2) 調査結果のポイント

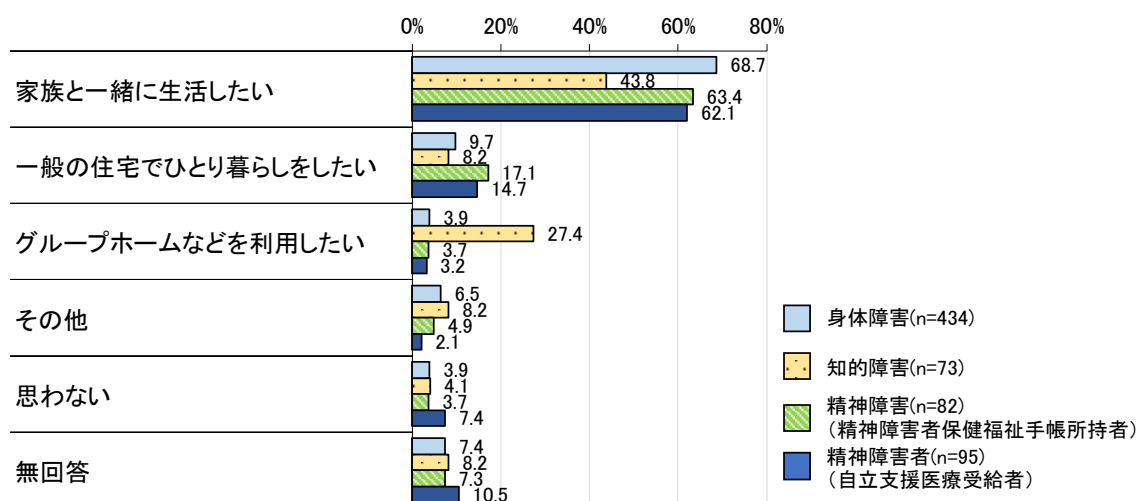
1) 障害のある人調査

◎月収について（障害のある人調査）



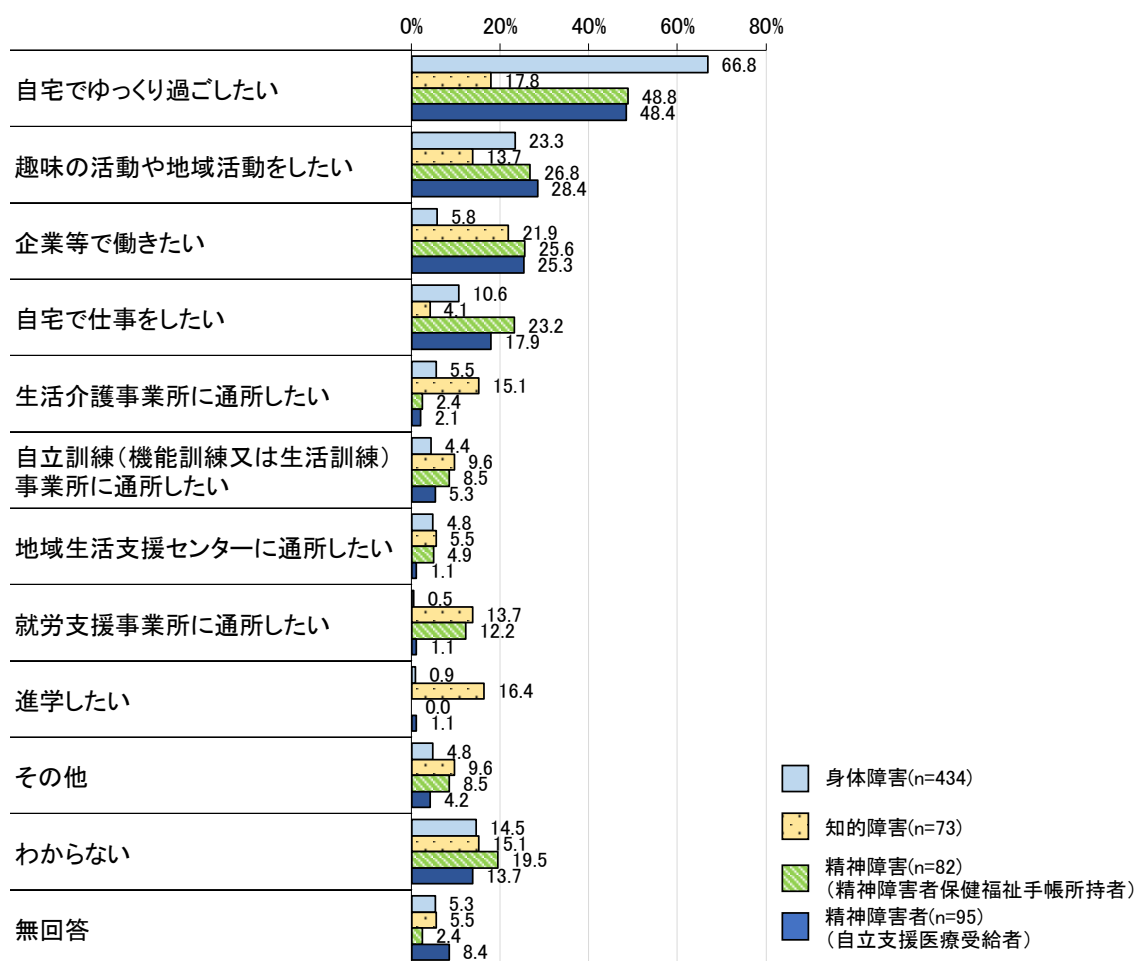
☆月収は、身体障害では「15～20万円未満」が約2割。知的障害、精神障害、精神障害（自立支援医療）では「5～10万円未満」が多く、知的障害では「なし」という回答が17.8%となっている。

◎地域での生活意向について（障害のある人調査）



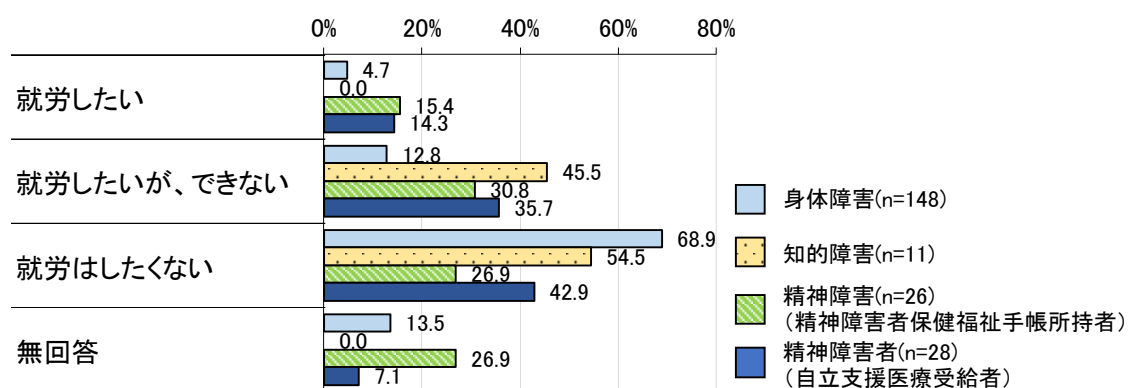
☆いずれの障害においても、将来も「家族と一緒に暮らしたい」という意向が強いものの、知的障害では「グループホームなどを利用したい」が2割台半ばを超えており、精神障害では「一般の住宅でひとり暮らしをしたい」という回答が15%以上を占める。

◎5年後の過ごし方について（障害のある人調査）



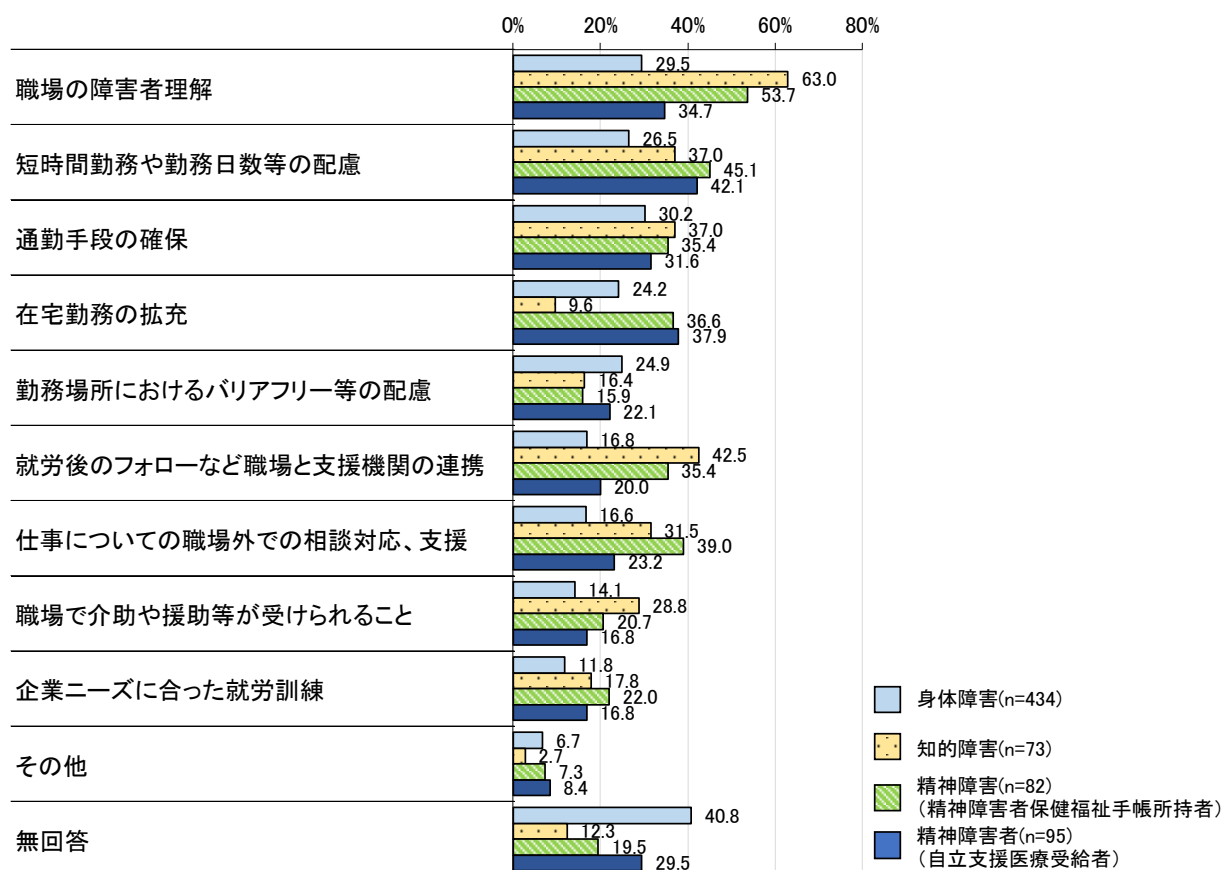
☆5年後の暮らし方の希望としては、回答者に高齢者が多いこともあり、身体障害では「自宅でゆっくり過ごしたい」が **6割台半ばを超えている**。精神障害、精神障害（自立支援医療）では年齢も若く月収も少ないことから「企業等で働きたい」が **25%以上を占める**。

◎今後の就労意向について（障害のある人調査）



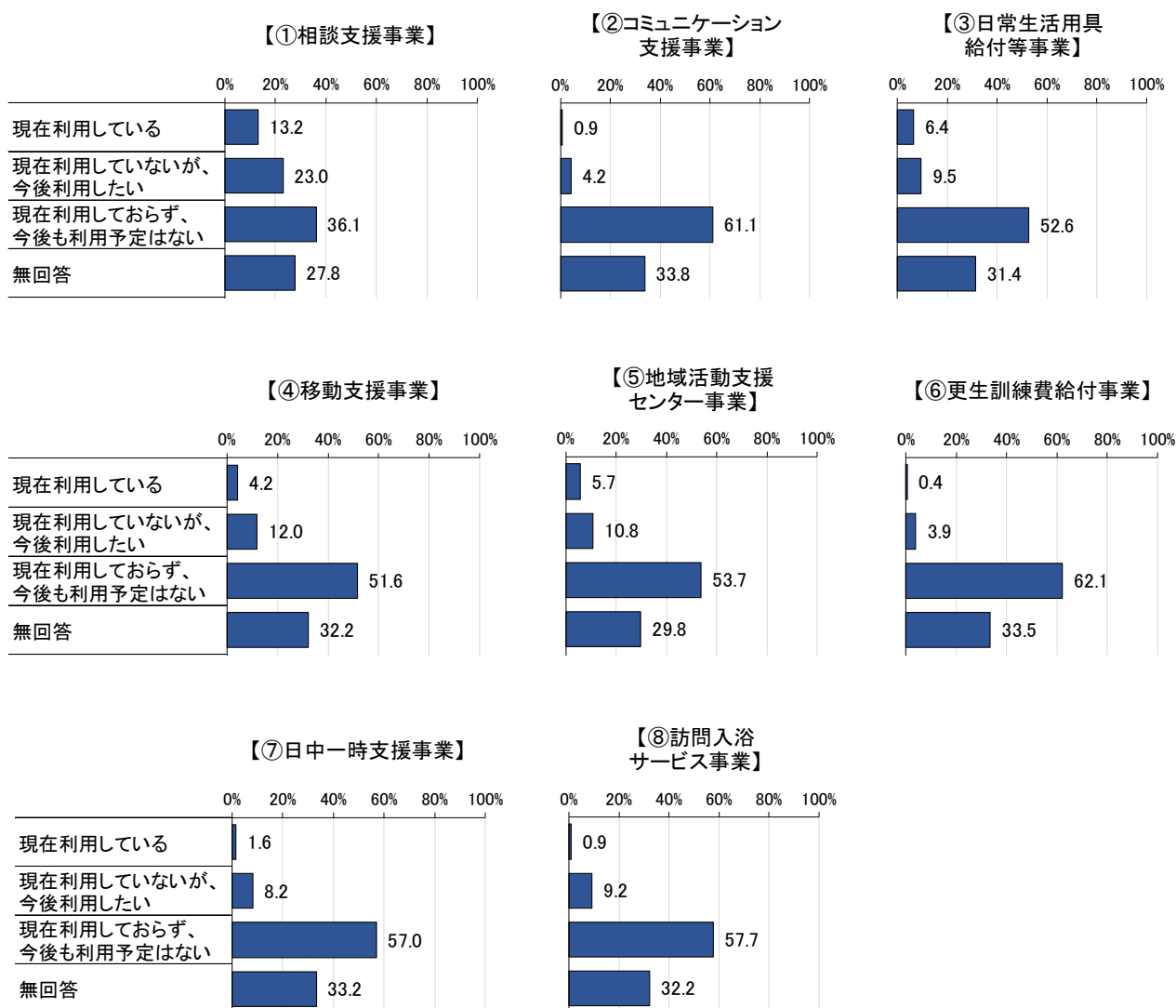
☆就労、通園・通学していない人に就労をしたいと思うかを聞いたところ、「就労したい」では精神障害者保健福祉手帳所持者（15.4%）、「就労したいが、できない」では知的障害者（45.5%）、「就労はしたくない」では身体障害者（68.9%）が最も高くなっています。

◎就労支援として必要なことについて（障害のある人調査）



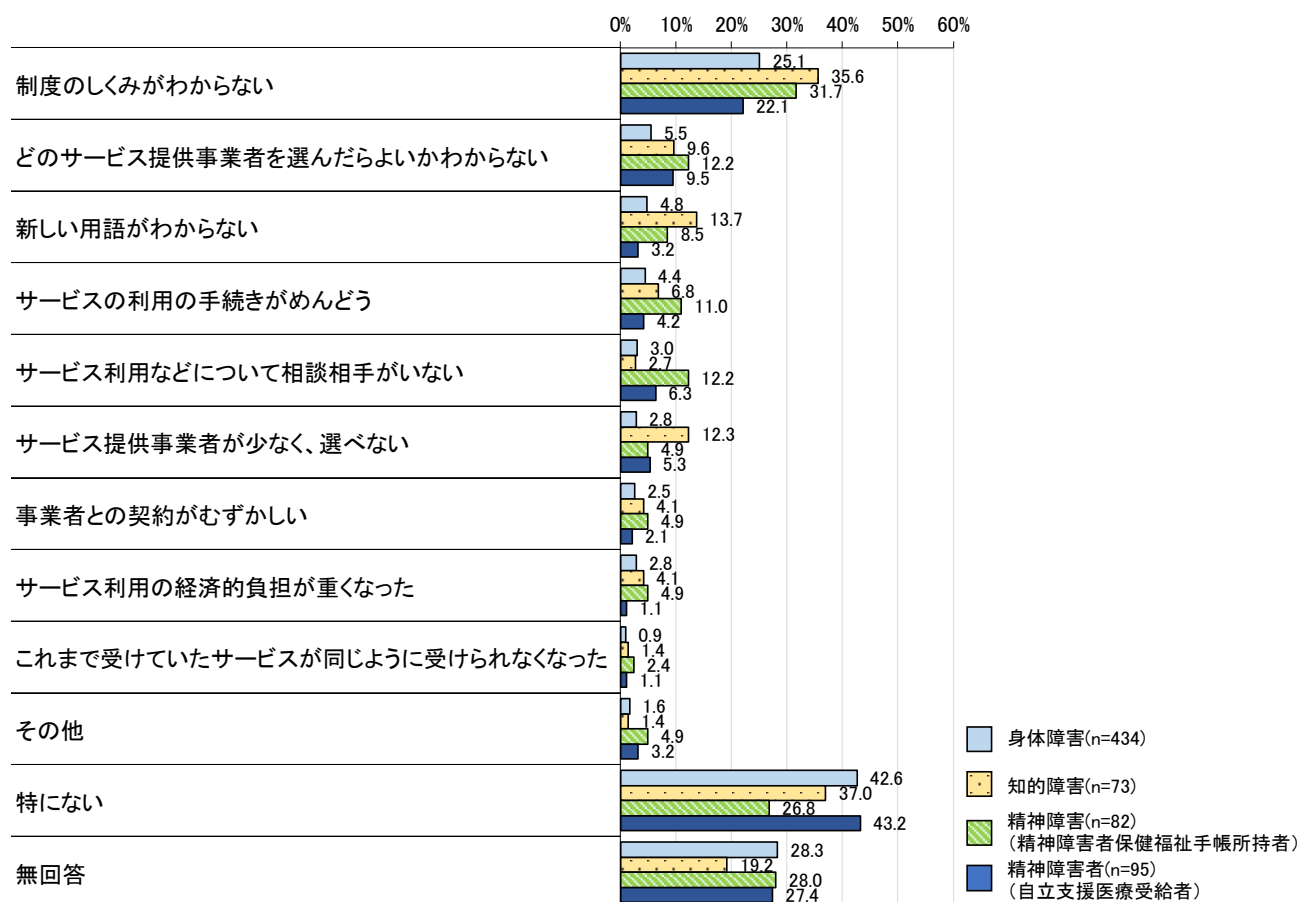
☆障害者の就労支援として必要だと思うことは、知的障害では「職場の障害者理解」（63.0%）、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療受給者では「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が4割以上の回答を占め、身体障害では「通勤手段の確保」（30.2%）をあげる人の割合が多い。その他、知的障害、精神障害者保健福祉手帳所持者では「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」の割合が3割台半ばを超え、他の障害種別に比べて高くなっている。

◎地域生活支援事業の今後の利用意向について（障害のある人調査）



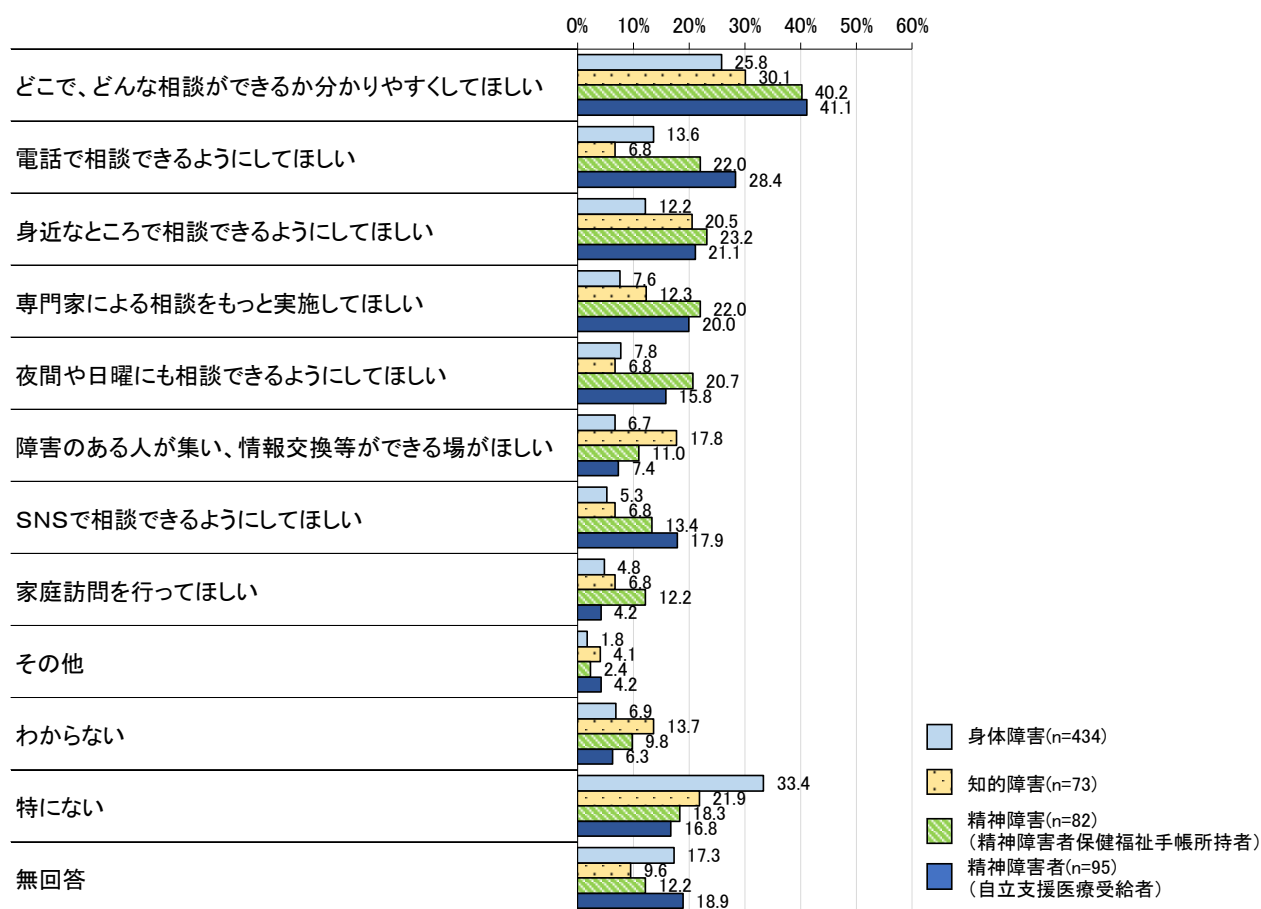
☆ 今後利用したいサービスとしては「相談支援事業」（23.0％）の利用意向が最も高く、次いで「移動支援事業」（12.0％）、「地域活動支援センター事業」（10.8％）と回答する人の割合が高い。

◎障害福祉サービスの利用についての困りごとについて（障害のある人調査）



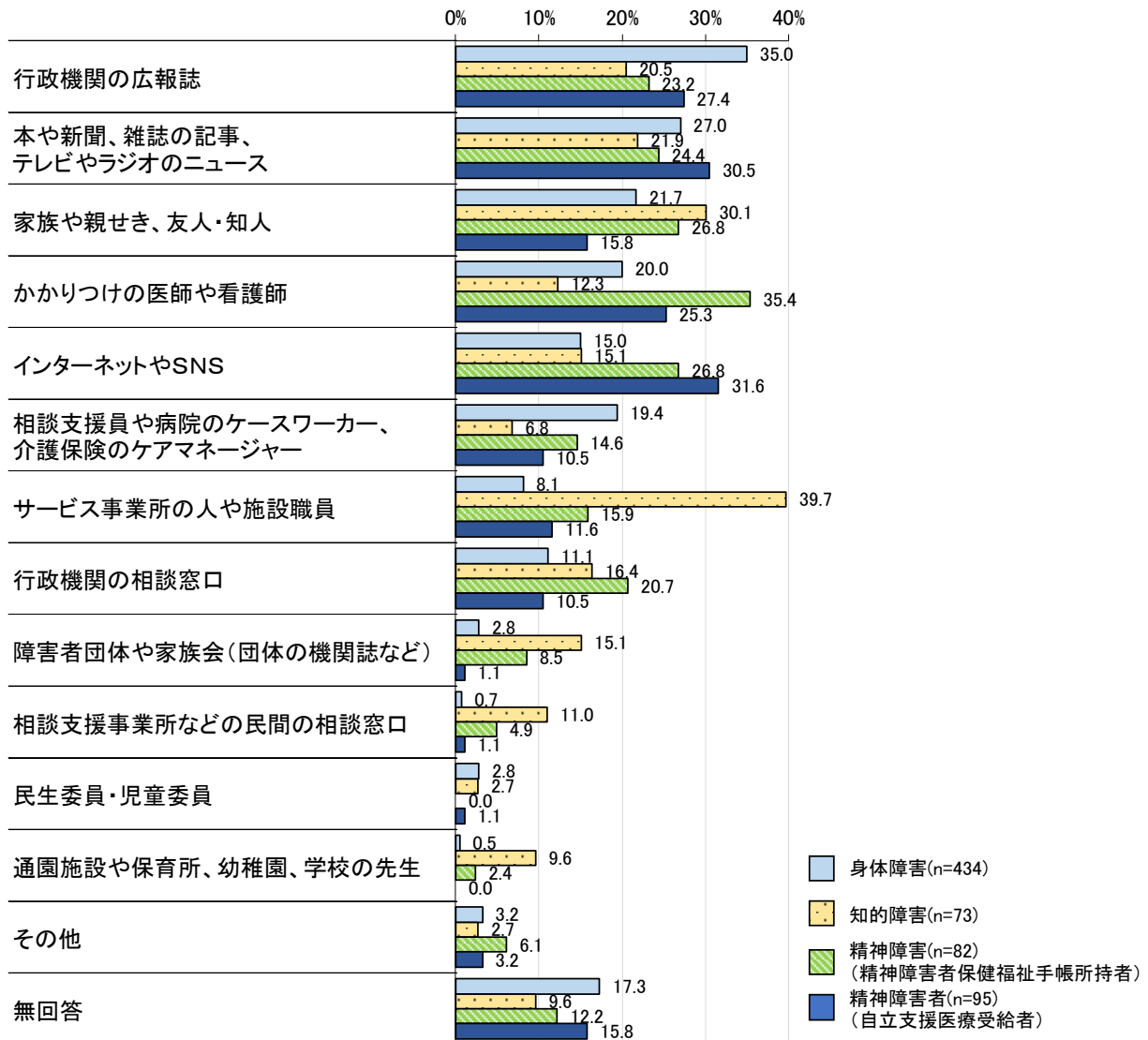
☆ 障害福祉サービスの利用についての困りごとは、すべての障害において「制度のしくみがわからない」が高くなっている。知的障害者においては、「新しい用語がわからない」（13.7%）、「サービス提供事業者が少なく、選べない」（12.3%）が他の障害種別に比べ高くなっている。

◎相談するために必要なことについて（障害のある人調査）



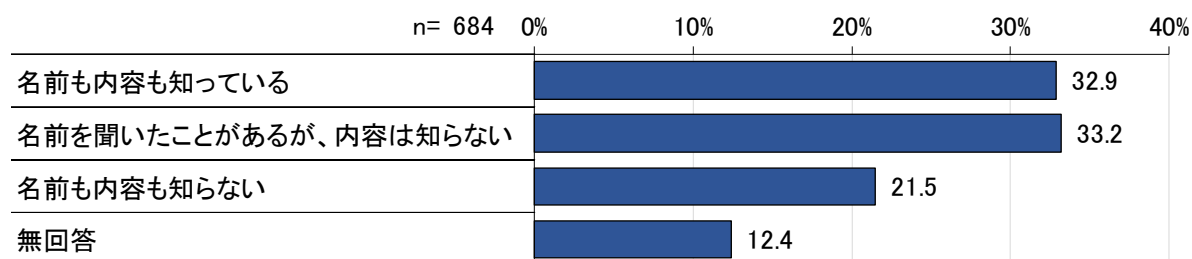
☆困ったときの相談等の際にしてほしいこととしては、いずれの障害種別でも「どこで、どんな相談ができるか分かりやすくしてほしい」が最も多い。また、**自立支援医療受給者**の約3割が「**電話で相談できるようにしてほしい**」と回答している。

◎障害や福祉サービスに関する情報の入手先について（障害のある人調査）



☆ 障害のことや福祉サービスなどに関する情報の入手先は、身体障害では「行政機関の広報誌」（35.0％）が、自立支援医療受給者では「インターネットやSNS」（31.6％）が最も高くなっている。知的障害では「サービス事業所の人や施設職員」（39.7％）、精神障害者保健福祉手帳所持者では「かかりつけの医師や看護師」（35.4％）の割合が他の障害種別に比べて高くなっている。

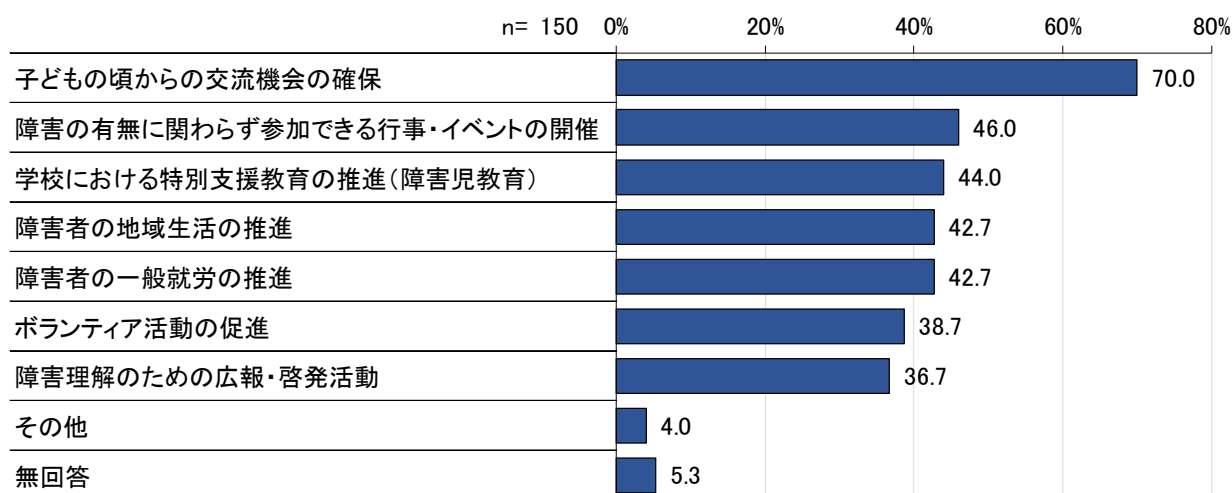
◎成年後見制度の認知度（障害のある人調査）



☆ 成年後見制度については、「名前も内容も知っている」は 32.9%に留まり、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」と「名前も内容も知らない」を合計した、『内容を知らない』は 54.7%となっている。

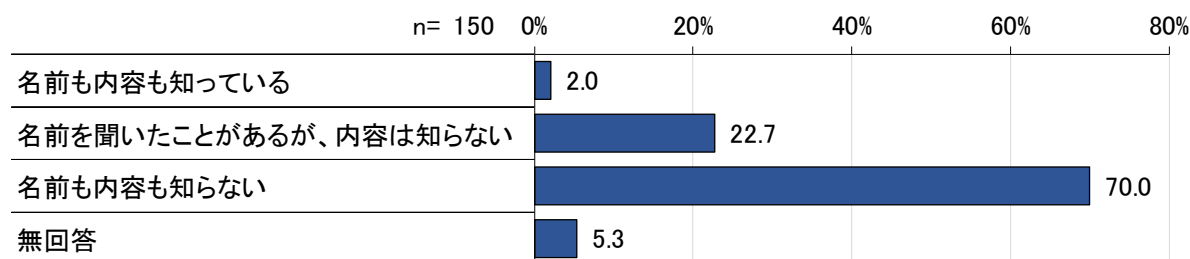
2) 一般町民調査

◎理解を深め交流を図るために大切だと思うこと（一般町民調査）



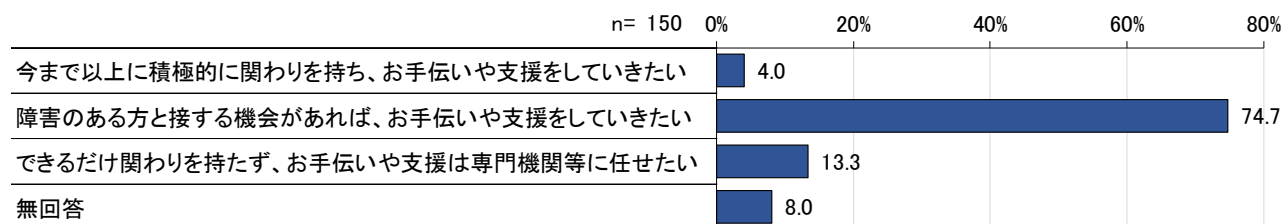
☆今後、障害のある人となない人が互いに理解を深め、交流を図っていくためにどのようなことが大切だと思うかを聞いたところ、「子どもの頃からの交流機会の確保」の回答が **7割** となっている。

◎成年後見制度の認知度（一般町民調査）



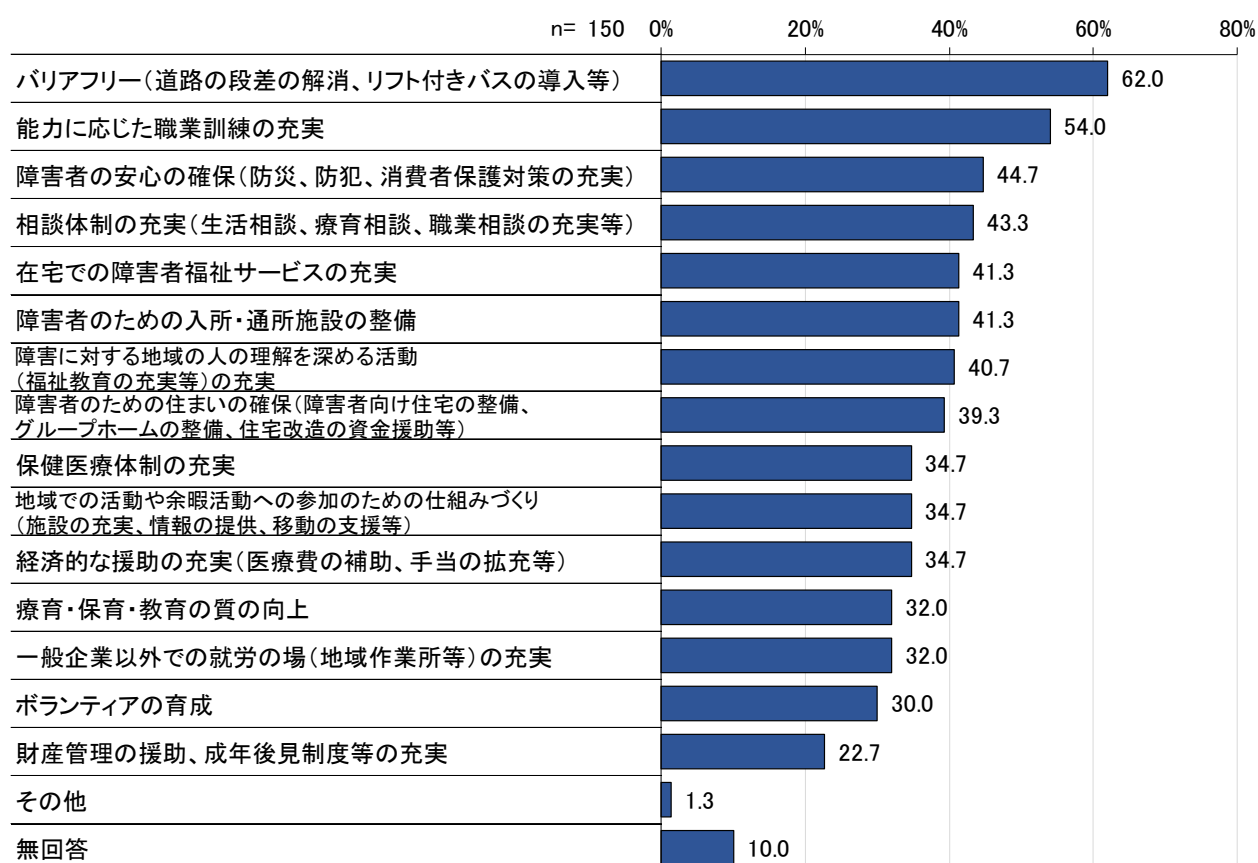
☆成年後見制度について知っているか聞いたところ、「名前も内容も知っている」は 2.0%に留まり、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」と「名前も内容も知らない」を合計した、『内容を知らない』は **92.7%** となっている。

◎障害のある人に対する手伝いや支援意向（一般町民調査）



☆ 今後、障害のある人に対して、「今まで以上に積極的に関わりを持ち、お手伝いや支援をしていきたい」は 4.0%に留まるが、「障害のある方と接する機会があれば、お手伝いや支援をしていきたい」は 7 割以上の回答を占めている。

◎障害者施策の充実のための重要な取り組みについて（一般町民調査）



☆ 障害者施策の充実のためには、「バリアフリー」が 6 割を、「能力に応じた職業訓練の充実」が重要との回答が 5 割を超えている。

3) 障害福祉サービス事業所調査

※障害福祉サービス事業所を対象としたアンケート結果を掲載します。

4) アンケート調査で寄せられた主な意見

自由記述についてはすべての調査の総数で 193 件の記述がありました。

なお、いただいたご意見をまとめたものを以下に記載しておりますが、個人名や個人的な要望等は除いて掲載しております。

						(件数)
	計	障害のある人				一般町民
		内訳				
		身体障害者 手帳の所持者	療育手帳の 所持者	精神障害者 保健福祉手 帳の所持者	自立支援医 療の受給者	
件数	291	143	29	45	36	38

◎障害のある人調査

(身体障害者)

- ・現在、補聴器を着装しているが、メンテナンスや購入に経済的負担がとてかかるため、援助や優遇措置が充実してほしい。
- ・公衆トイレの洋式化を希望。
- ・バス乗降時に縁石の所へ停車してほしい。
- ・手話通訳者派遣が大事だと思う。
- ・年金の多い少ない問わずに、年金で入居できるシェアハウスの様な施設がほしい。
- ・聴覚障害は、目で見えて分かる障害ではないので、助けあえる環境を願う。
- ・町内放送や駅など公共の放送が聴き取りづらく、災害時は不安。
- ・障害者が、不安を抱かず心おだやかに生活出来る様に、行政との窓口が開かれていることを希望。
- ・今は一人で何事も出来ているが、将来一人で病院に行けなくなったり、食事を作るのが出来なくなった場合どこに連絡するのがよいかわからない。

(知的障害者)

- ・もう少し障害者の給付金を増やしてほしい。
- ・支援級とことばきこえの教室どちらかしか利用できないのは不便な気がする。
- ・葉山町に入所の施設やグループホームを増やしてほしい。
- ・各障害者団体が定期的に集まり、話し合う場を持たないと、良くならないと思う。
- ・当アンケートの結果、改善される点を、明確に公表してほしい。
- ・なるべく葉山町で今のままの生活をしていきたい。

(精神障害者-手帳所持者)

- ・精神障害の人、知的障害や身体障害の人と同じく医療負担を 1 割負担にしてもらいたい。
- ・葉山町は病院が少ない。産婦人科や精神科が増えると良い。
- ・路線バスの本数を増やしてほしい。
- ・障害者施設の充実。
- ・「障害者」の定義がわからない。町にどのくらいの障害者がいて、どのような生活をしているのか情報が少ないため無関心になってしまう。

（精神障害者-自立支援医療の受給者）

- 子供を気軽に、安心して預けられる所が少ないため、自身の就労支援に思うように通えない現状がある。
- 支援する人に対する差別をなくして円滑なサービスが行えるよう、ヘルプマークを付けた方への理解と周知が必要。
- 新型コロナのせいで色々な活動が制限されてしまい、外出の機会や地域でのコミュニティも十分ではない。障害のある方では、オンラインなどで安否を確認することも難しい。
- アンケートで、聞く・問うだけでなく（特に病気や福祉に関する事柄であれば）周知・啓発という1つのツールとしても活用してほしい。
- 葉山町の障害者施策に関して知る機会がないため、何が問題なのか知る機会があれば住民として考えていきたい。

◎一般町民調査

- 障害者の特性にあった学校や職を見つけて伸ばしてあげることでもできたら良いと思う。
- どのような学びの場が適しているかは、一人一人異なるため、選択肢を充実させたほうがより適した教育が受けられると思う。
- 通行しやすい道に整備してほしい。
- 町でのデイサービスが少ない。
- 障害者といっても、多様であることと、葉山町の取組がわからないため、答えづらい部分も多かった。障害者だからと手厚くするのも良いことだとは思いますが、合理的配慮がされていれば、過剰なサービスは不要と思う。
- 障害の人の具体的な体験（嬉しかった、困った等）や必要とする物をもっと知りたい。
- 関心のある方のみ活動されているため、町全体で啓蒙活動を進めて皆が住みやすい町になることを願う。

6. 葉山町自立支援協議会の役割

障害のある人の地域生活を支えるためのネットワークの構築、あるいは支援体制の整備について検討するため、地域での中核的な役割を果たす協議の場として、障害者総合支援法では「地域自立支援協議会」の設置が定められています。

町では、平成 20 年 3 月に葉山町自立支援協議会を設置し、関係機関、関係団体並びに障害のある人及びその家族が幅広く参加し、相互の連携を図るとともに、地域ネットワーク体制の構築、社会資源の確保・充実、その他支援策の検討等、諸々の課題について検討・協議してきました。

町においては、社会資源が十分とはいえない現状にあるため、葉山町自立支援協議会において個別・具体的な支援方法に関し協議・検討を積み重ねながら、少ない社会資源を埋めるための施策の検討、あるいは社会資源を充実させるための方法等、関係機関で連携して検討していくことが求められます。

